

国立大学法人愛媛大学固定資産等一時使用基準

平成30年4月 1日
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人愛媛大学固定資産等一時使用承認事務取扱要項（以下「要項」という。）第2条の2の規定に基づき、国立大学法人愛媛大学（以下「法人」という。）が所有する固定資産等（要項第1条に規定する固定資産等をいう。以下同じ。）を、法人以外の者に一時的に使用させる場合の基準について定める。

(使用を認める基準)

第2条 要項第2条による固定資産等の使用の基準は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 公共的な講演会、研究会等のため使用させる場合
- (2) 各種試験等のため使用させる場合
- (3) 施設を会議室、駐車場等として使用させる場合
- (4) 運動施設（グラウンド、テニスコート、体育館等）を球技大会等に使用させる場合
- (5) 災害その他やむを得ない事態の発生により、応急の用に供する場合
- (6) その他学長が必要と認めた場合

(無償使用の基準)

第3条 前条の規定に基づき使用させる場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、無償で使用させることができる。

- (1) 国、地方公共団体等において公共用又は公用に供する場合
- (2) 災害その他やむを得ない事態の発生により、応急の用に供する場合
- (3) 協定等により無償使用させる場合
- (4) その他学長が必要と認めた場合

(使用とみなさない範囲)

第4条 法人の業務を遂行するために固定資産等を提供する場合は、使用とはみなさないものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。